

リーチサイトの運営者にかかる著作権侵害の責任に関する考察

安田 和史^(*)

- I. はじめに
- II. リーチサイト
 - 1. 定義
 - 2. リーチサイトおよび侵害コンテンツの保存先であるストレージについて
 - 3. 誘導型(まとめ型)リーチサイト
 - 4. 検索(支援)型リーチサイト
 - 5. ストリーミング型およびダウンロード型ストレージサイト
- III. リーチサイト運営者の法的責任
 - 1. 問題の所在
 - 2. 著作権侵害に関与する者が規範的に侵害行為の主体と認定される場合
 - 3. 著作権侵害に関与する者に対する助長者としての間接侵害
 - 4. リーチサイトの運営者にかかる著作権侵害の責任に関する検討
 - ①検索型リーチサイトについての検討
 - ②誘導型(まとめ型)リーチサイトについての検討
 - a. 著作物を間接的に利用する者としての著作権侵害の責任
 - b. 著作物を間接的に利用する者に対する助長者としての著作権侵害の責任
- IV. おわりに

I. はじめに

動画共有サイトは、インターネット上のコンテンツ流通の社会基盤の一つとして認識されるようになっている。国内で圧倒的な人気を有する YouTube やニコ

ニコ動画では、著作権侵害コンテンツ(以下、「侵害コンテンツ」という)への対策が続けられており、侵害コンテンツがアップロードされたとしても、システム的に自動検出され削除対応が行われるようになっている。他方で、侵害コンテンツは表面的には見えにくい形で流通するようになっており、その中心的役割を担っているのが「リーチサイト」である。

リーチサイトは、知的財産戦略本部の議論にて「別のサイトにアップロードされた違法コンテンツへのリンクを集めたリーチサイトが、違法コンテンツへのアクセスを容易にし、著作権侵害を助長・拡大している。これらの一定の行為については、著作権侵害に該当する場合がある」とし「一定のリンク行為については著作権侵害に大きな役割を果たしていることも少なくなく、直接的にせよ間接的にせよ著作権侵害となるケースもありうと考えられるが、特に、侵害対策として重要な差止請求においては、その範囲が明確でないことから、その明確化を図っていくことが重要である。」との問題が指摘され⁽¹⁾、それを踏まえて文化庁が公表した「『間接侵害』等に関する考え方の整理⁽²⁾」(以下、「間接侵害等整理」という)によると、間接侵害の問題と併せて検討を行うとした。他方で、経済産業省は、違法コンテンツ検索ツールを用いた本格的な実態調査を行い国立大学法人電気通信大学「平成 23 年度知的財産権侵害対策ワーキング・グループ等侵害対策強化事業(リーチサイト及びストレージサイトにおける知的財産権侵害実態調査)報告書」(以下、「リーチサイト実態調査報告書」という)が公表されリーチサイトの態様について明らかにした⁽³⁾。その後、文化庁はリーチサイトの態様について整理を行い⁽⁴⁾、関係団体からのヒアリング⁽⁵⁾を経て、検討結果を公表したが、具体的な結論には至らず議論が継続されることになった⁽⁶⁾。

(*) 校友、東京理科大学／第一工業大学 非常勤講師、株式会社スズキアンドアソシエイツ

(1) 知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について(報告)」平成 22 年 5 月 25 頁参照。

(2) 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(第 6 回)「『間接侵害』等に関する考え方の整理」平成 23 年 1 月 12 日配布資料参照。

(3) 国立大学法人電気通信大学「平成 23 年度知的財産権侵害対策ワーキング・グループ等侵害対策強化事業(リーチサイト及びストレージサイトにおける知的財産権侵害実態調査)報告書」(平成 24 年 3 月) <http://www.meti.go.jp/metilib/report/2012fy/E002243.pdf> 参照。

(4) 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会配布資料「いわゆる『リーチサイト』の態様について」平成 24 年 12 月 13 日(以下「文化庁リーチサイト態様」という)参照。

(5) 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(第 3 回) (第 4 回)における関係団体からのヒアリングを経て、(第 5 回)「間接侵害等に係る関係団体ヒアリング意見概要」平成 24 年 11 月 16 日配布資料参照。

(6) 「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(第 7 回)『間接侵害』等に係る課題について(検討経過) (案)」平成 25 年 2 月 6 日 7 頁以下参照。

このような背景の中、本稿ではリーチサイトの態様について再検討を行い、現行法の解釈によりリーチサイトの運営者に著作権侵害責任を問えるかということを検討する。なお、本稿の入稿時点(平成 26 年 1 月現在)において、リーチサイトに係る著作権侵害について判決は存在しない。なお、リーチサイトに関する先行研究として、角田政芳「私的複製をめぐる諸問題」コピライト 633 号(2013 年)2 頁、小泉直樹『KDDI叢書 クラウド時代の著作権法 激動する世界の状況』37 頁(勁草書房、2013 年)がある。他に、リーチサイトにおける基礎的検討およびリーチサイトの実態調査に関する方法などについて検討を行ったものとして、鈴木香織=清水利明=安田和史(監)久保雅一「デジタル時代における出版と著作隣接権」(知財学会誌、2012 年)68 頁、安田和史=清水利明=鈴木香織=北林理沙「リーチサイト問題に関する一考察」情報処理学会研究報告(2011 年)、リーチサイト型のスマートフォンアプリについて実態調査を行ったものとして、稻葉利江子=平松敬太=安田和史=馬場一貴=渡邊恵理子=平塚三好=小鎌香椎子「デジタルモバイル端末のダウンロード型アプリによる著作権侵害に対する基礎的な実態調査とその一考察」情報処理学会研究報告(2013 年)がある。

II. リーチサイト

1. 定義

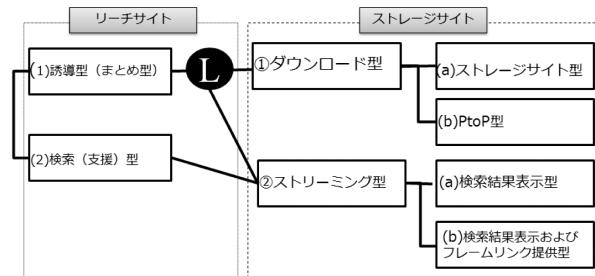
リーチサイトという言葉の定義は多義的である⁽⁷⁾。なお、我が国で検討が進められている所の、リーチサイトは「別のサイトにアップロードされた違法コンテンツへのリンクを集めたサイト⁽⁸⁾」あるいは、「自身のサイトにはコンテンツ等を掲載せず(ただし、サムネイル情報などの説明表示を除く)、他のサイトに蔵置された著作権侵害コンテンツ(以下、単に「侵害コンテンツ」という。)へのリンク情報を提供し、利用者を特定のサイトへ誘導することを目的としたサイト」をいう⁽⁹⁾ものなどがある。

本稿において検討の対象とするリーチサイトは、

「ストレージ機能を有するサイトにアップロードされた侵害コンテンツへのリンクをまとめて利用者に提供しているサイト」と定義する。

2. リーチサイトおよび侵害コンテンツの保存先であるストレージについて

リーチサイトおよび侵害コンテンツの蔵置先であるストレージについて



*前掲・脚注 4「文化庁リーチサイト態様」、本文内掲載「リーチサイト実態調査報告書」を参考に、筆者が再検討したもの。

図 1

リーチサイトは、図 1 にあるように大きく分けると 2 つのタイプがある。(1). 誘導型(まとめ型)と(2). 検索(支援)型である。

リーチサイトは、侵害コンテンツなどへのリンクを掲載することのみであって、侵害コンテンツの保存先については、当該リーチサイトとは別のストレージ環境に委ねている。

また、リーチサイトそのものを紹介するサイトや、リーチサイトが相互にリンクを掲載しあわせを紹介しているような形態もある。つまり、リーチサイトが何階層かのレイヤーになっている場合がある(図 1 [L]部分参照)。

リーチサイトが、階層化する理由としては、いくつか考えられる。例えば、わざとレイヤーを多く用意することで、侵害コンテンツに簡単にたどり着けないようにダミーが設定されていることもある。これは、侵害コンテンツが発見されたことにより、権利者から削除がされるおそれがあるということに対策を講じるものだと考える。あるいは、侵害コンテンツへのリンク

(7) 文化庁「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(第 6 回)議事次第」平成 24 年 12 月 13 日における奥村弘司委員の言によれば、日本とそれ以外の国でリーチサイトの概念が異なることから、その定義については慎重に検討すべきであるとしており、具体例をいくつか紹介したうえで、リーチサイトの概念について整理が必要であると指摘する。なお、インデックスウェブサイト(Indexing Website)が概念的には近いと思われる。

(8) 「間接侵害等整理」5 頁参照。

(9) 「リーチサイト実態調査報告書」における定義。ただし、この実態調査は、リーチサイトによる侵害コンテンツの拡散等の被害を受けているコンテンツホルダーの協力により行われているためこのような定義になっているが、いわゆる有害コンテンツなどを含めた様々な違法行為に対するリーチ行為を行っている場合がありリーチサイトを中心とした問題は本来的には著作権侵害コンテンツに限定されず、様々な違法コンテンツが対象となりうる。

そのものがダミーであり単にサイト間のリンクを行き来させるだけのものもある。これは、サイトの閲覧数を稼ぐだけの目的で行われている場合もある(閲覧数によって広告収入を得ている場合などがこのような行為を行う背景として考えられる)。

リーチサイトは、リンクする侵害コンテンツについて、外部のストレージサービスに保存されているものを対象としている場合が一般的である。なお、外部のストレージサイトは、ストリーミング機能を有するストリーミング型(図1の②参照)と整理されるもの、あるいは、ダウンロード型(図1の①参照)と整理されるストリーミング機能を有さず、侵害コンテンツの保存先としての機能のみを有するものがある。なお、ストリーミング型は、検索結果が表示されるのみ(サムネイル表示含む)(a)検索結果表示型⁽¹⁰⁾と、検索結果及びリンク先のストリーミング動画がフレームリンクされている(b)検索結果表示およびフレームリンク提供型⁽¹¹⁾に分けられる。そして、ストリーミング機能がないものについては、ストレージから侵害コンテンツを利用者のPC等のデバイスにダウンロードなどを行い、動画再生ソフトや写真データのスライドショーなどの機能を使って当該侵害コンテンツを視聴することになる。

侵害コンテンツのダウンロードについては、(a)ストレージ型(図1(a)参照)⁽¹²⁾と整理されるファイルを直接ストレージからダウンロードする場合もあれば、(b)PtoP型(図1(b)参照)⁽¹³⁾と整理されるPeer to Peerソフトなどを使う場合が考えられる。

なお、リーチサイトにはアフィリエイト広告と思われる広告が表示されている場合や、リンク先の侵害コンテンツへのアクセスに必要なパスワードに課金している場合など、収益を得ている場合がある。

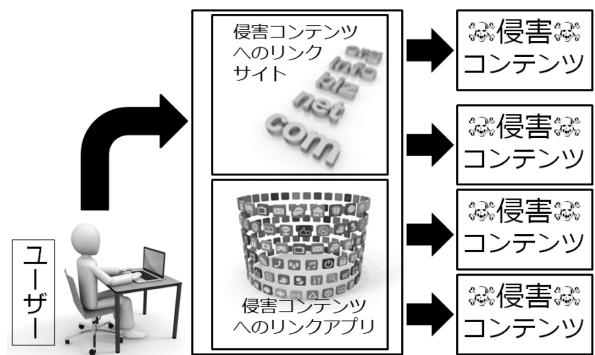
3. 誘導型(まとめ型)リーチサイト

誘導型(まとめ型)リーチサイトは、侵害コンテンツへのアクセスを容易にするための機能を持ったリーチサイトである。

ユーザーは、図2のように誘導型(まとめ型)

リーチサイトにアクセスし、そこでコンテンツごとに整理されたリンクを介して侵害コンテンツにアクセスすることになる。なお、侵害コンテンツへのリンクをまとめたサイトの他に、近年ではスマートホンで利用されるアプリに同様の機能を持ったものが確認されている⁽¹⁴⁾。

誘導型(まとめ型)リーチサイト



*前掲・脚注4「文化庁リーチサイト態様」、本文内掲載「リーチサイト実態調査報告書」を参考に、筆者が再検討したもの。

図2

誘導型(まとめ型)リーチサイトは、テレビ番組や映画、漫画、アニメーションなどコンテンツによって棲み分けがされている場合がある。例えば、テレビ番組に特化しているサイトの中でもドラマを例に挙げると、現在放送中の番組については、月曜から日曜までのほぼすべてのドラマが曜日ごとに整理され、当該ドラマの侵害コンテンツへのリンクがリスト化されている場合がある。例えば、曜日ごとのカタゴリーでは、日曜日に大河ドラマ等がリストに掲載されており、そのリストを辿ることで、現在放送中の大河ドラマの過去放送分がリンク先の動画共有サイト等を通じて視聴することができる。さらに、リンク先にはいくつもの動画共有サイトが用意されており、仮に動画共有サイトAから当該番組が削除されたとしても、動画共有サイトBであれば視聴することが可能である場合がある。近年では、動画共有サイトにアップされた侵害コンテン

(10) 「リーチサイト実態調査報告書」6頁では、代表例としてWoopie(<http://www.woopie.jp/>)が紹介されている。

(11) 「リーチサイト実態調査報告書」6頁では、代表例としてFoooo(<http://www.fooooo.com/>)が紹介されている。

(12) 「リーチサイト実態調査報告書」13-18頁参照。

(13) 「文化庁リーチサイト態様」2頁。

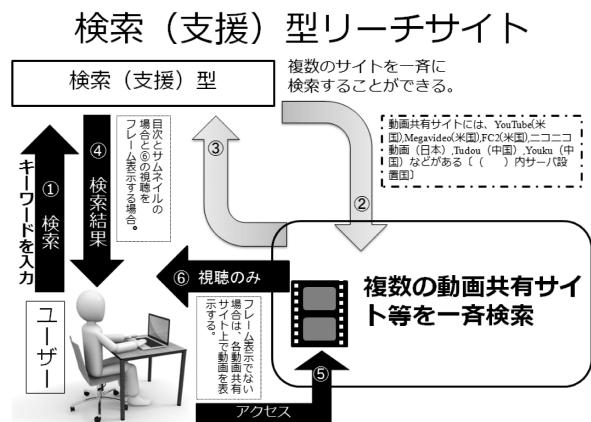
(14) 稲葉利江子=安田和史他「デジタルモバイル端末のダウンロード型アプリによる著作権侵害に対する基礎的な実態調査とその一考察」情報処理学会EIP(2013年)。稲葉利江子「スマートフォンアプリを使用した著作権侵害の実態」日本知財学会コンテンツ・マネジメント分科会第18回研究会(2013年10月26日)報告資料参照。

ツは、削除対応が各国で進んでおり、効果を上げているものと思われるが、削除がされたとしても、リンク切れ(掲載されたリンクの先にあるファイルが削除されているなどの原因によりアクセスできない状況になっていること)をリーチサイトの運営者に通知すると、暫くしてリンク先が復活するか、別のリンク先が提供される場合がある。

このような侵害コンテンツへのリンクをリスト化して掲載しているサイトであるが、アフィリエイト広告などが画面上に表示されることから、広告収入を得ていることが推察される。

4. 検索(支援)型リーチサイト

検索(支援)型リーチサイトとは、動画共有サイトなどに保存されているコンテンツをクローリングして情報を集める機能を有するサイトをいう。当該サイトを利用することで、集めた情報の中から該当するものが表示されることから、各動画共有サイトに訪れてそれぞれ検索する手間をかける必要が無い⁽¹⁵⁾。



*前掲・脚注4「文化庁リーチサイト態様」、本文内掲載「リーチサイト実態調査報告書」を参考に、筆者が再検討したもの。

図3

検索(支援)型リーチサイトは、図3にあるように、殆どのケースで複数の動画共有サイトを一齊に検索することができる機能を有しており、利用者は、検索に表示された動画共有サイトにアクセスして、ストリーミング機能を使って視聴している場合が多いように思

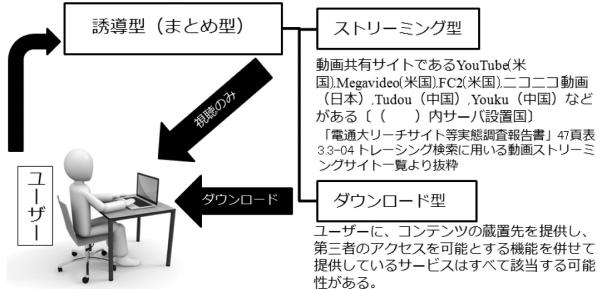
われる。また、検索できるコンテンツは、あくまで各動画共有サイトの検索エンジンで検索できるものに限られることから、アクセス制限がされているようなコンテンツはそもそも検索結果として表示されることはない。

ストリーミング視聴の表示方法について、動画共有サイト上のみでの表示がされる場合と、検索(支援)型リーチサイト上に、フレームリンク⁽¹⁶⁾として表示される場合がある。

5. ストリーミング型およびダウンロード型ストレージサイト

誘導型(まとめ型)リーチサイトのリンク先としては、図4にあるように大きく分けて2つに分けられる。(1)動画共有サイトのようなストリーミングが可能なサイト[ストリーミング型]あるいは(2)保存されたコンテンツのダウンロードが可能なストレージ[ダウンロード型]である。

ストリーミング型およびダウンロード型ストレージサイト



*前掲・脚注4「文化庁リーチサイト態様」、本文内掲載「リーチサイト実態調査報告書」を参考に、筆者が再検討したもの。

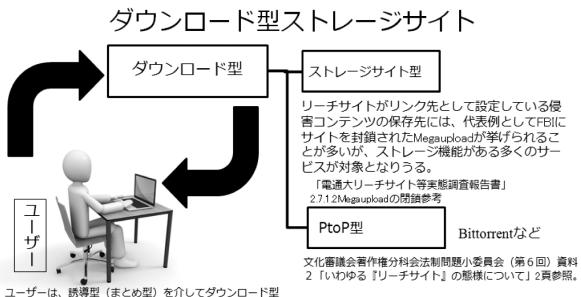
図4

ストリーミング型に誘導するリーチサイトは、リンクする各動画共有サイト内のファイルが削除されてしまうという課題を抱えていた。しかしながら、近年においてはアップロードしたファイルにアクセス制限をつけることで、各動画共有サイトの検索システムには結果として表示されないようにする工夫がされていると見受けられる。これは、動画共有サイトのいくつかが提供する、プライバシー設定機能をすることにより、

(15) 「リーチサイト実態調査報告書」4 頁参照。

(16) 「リーチサイト実態調査報告書」⑤動画再生方法」5 頁参照。リーチサイトにおけるフレームリンクによる表示とは、リンクサイトが、自身のサイト内に動画共有サイトが提供する埋め込みコードをコピーすることで、リーチサイトが額縁のような役割になり、その額縁の中に動画共有サイトの動画を表示させることができる状態のこと。リンク先の画像がそのまま表示されているのみであり、技術的には複製が行われているとはいえないと思われる。

検索エンジンに検出されないようにしているものである。通常、検索エンジンが検出できなければ、視聴をしたいと考える一般の利用者も当該侵害コンテンツにアクセスすることは困難であるとも考えられる。しかしながら、動画共有サイトが提供するプライバシー設定は、あくまで検索エンジンに検出されない機能を有しているにすぎず、提供されるURL(通常想起することができないレベルの難解な文字列)を知っているものであればだれでもアクセスが可能なものとなっている⁽¹⁷⁾。つまり、従来の侵害コンテンツの拡散は、動画共有サイトにアクセスした利用者が、当該サイトに設置された検索エンジンをエントランス機能として利用して検索を行い、検出されたコンテンツにアクセスして視聴するというスタイルであったが、近年では、侵害コンテンツの検出に利用されている動画共有サイトの検索エンジンに敢えて検出されないような設定が、侵害コンテンツのアップローダーにより行われており、エントランス機能として重要ではなくなっている。つまり、侵害コンテンツへアクセスするエントランス機能が、各動画共有サイトの検索エンジンから、リーチサイトに代替されるようになったということが指摘できる。



*前掲・脚注4「文化庁リーチサイト態様」、本文内掲載「リーチサイト実態調査報告書」を参考に、筆者が再検討したもの。

図5

ダウンロード型は、ユーザーのPC等のデバイスに侵害コンテンツのファイルをダウンロードしたうえで、ユーザーのデバイスにインストールされている動画再生ソフトなどを使用してコンテンツを視聴できるようになるものである。

文化庁の整理によれば、図5にあるようにストレージ型とP2P型に態様を分けている⁽¹⁸⁾が、最終的にファイルが各ユーザーのデバイスにダウンロードという形で複製されるという点において変わらない。

なお、ダウンロード型サイトに保存された侵害コンテンツを視聴する際には、パスワードがかけられている場合がある。そのため、誘導型(まとめ型)リーチサイトにおいて、リンク先のURLとファイルのパスワードがセットで配信されていることがある。

誘導型(まとめ型)リーチサイトのリンク先として利用されるストレージは、侵害コンテンツに特化しているサイトに限定されない。つまり、侵害コンテンツの保存先を第三者に知らせることで、当該保存先からファイルをダウンロードできるシステムを有しているサイトであれば全て侵害コンテンツの保存先候補として設定される恐れがある。例えば、大容量のファイル

(17) 例えばYouTubeを例に挙げると、YouTubeは動画をアップロードする時にプライバシー設定により当該動画をa.公開、b.非公開、c.限定公開に設定することができる。

YouTube「動画のプライバシー設定」

<https://support.google.com/youtube/answer/157177?hl=ja>

a. 公開動画は、アクセス制限がされておらず、チャンネルや検索結果に表示されるもの。
b. 非公開動画は、自分自身と、自分で選んだユーザーであって、Googleアカウントを持っていなければ試聴できない。また、チャンネルや検索結果に表示されず、他のユーザーから見られることはない。
c. 限定公開動画は、動画へのリンクを持つユーザー全てが視聴できるもの。
上記の中で、a. 公開動画としてアップロードされた侵害コンテンツについては、株式会社 Photonic System Solutions (<http://www.psss.co.jp/>) が提供する自動動画識別著作権管理システム「FReCs」等のシステムにより、検出され削除対応がなされることになる。b. 非公開動画として、侵害コンテンツがアップロードされても、アクセスできる者が限られていることから事実上被害はない。問題となるのは、c. 限定公開動画である。限定公開動画として侵害コンテンツがアップロードされると、リンクを知っている者すべてがアクセス可能になるうえ、YouTubeのチャンネルページや検索結果などの公開ページには一切表示されないことから、権利者サイドも検出することが困難になってしまふ。YouTubeでは、権利者との協力の下、侵害コンテンツの削除が進んでいるが、もしかするとアップロードしてもすぐ削除されてしまう公開動画を回避し、限定公開動画へと方式が移っているだけということも否定できない。

(18) 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会配布資料「いわゆる『リーチサイト』の態様について」平成24年12月13日参照。

を通常のメール機能では送ることができない場合に利用される、大容量メールサービスなどは、ストレージとリンク先の情報を提供することができる機能を有していることから、場合によっては侵害コンテンツの保存先として知らないうちに利用されているということもあり得なくはない。

III. リーチサイト運営者の法的責任

1. 問題の所在

リーチサイトは、Webサイト間を移動するリンクをまとめて掲載しているものである。一般的に、単なるリンクを掲載するに過ぎないのであれば著作権侵害を問われることはない。なぜならば、仮にリンク先が著作物であったとしても、リンク行為自体は、当該著作物を複製あるいは公衆送信していることにはならないからである。

しかしながら、リーチサイトはその態様によっては、ユーザーの侵害コンテンツへのアクセスを容易にするばかりか、現在動画共有サイト等で運用されているコンテンツホルダーによる削除対応を無効化しうるものである。このような侵害コンテンツ拡散の中心的役割を担うリーチサイトについては、早急な対応策が求められるところであるが、現在において、その議論は十分なものとはいえない。そこで以下では、リーチサイトの態様ごと、具体的には、①検索型リーチサイトおよび②誘導型(まとめ型)リーチサイトについて、それらの運営者による著作権侵害の責任について検討する。

2. 著作権侵害に関する者が規範的に侵害行為の主体と認定される場合

我が国の著作権法においては、著作権法21条から28条の支分権に対する侵害規定として112条と113条の規定が存在している。著作権の侵害を直接的に行う者に対しての規定は明文化されているが、いわゆる著作物を間接的に利用する者による侵害行為に対しては、著作権法に間接侵害規定がないことから様々な議論がなされている。また、従来から実態的に多くのケースが存在しており、デジタル・ネット時代においては次々と新しいビジネスモデルが登場していることから、複雑さを増している⁽¹⁹⁾。このような議論が行われてきた背景としては、著作権の侵害を直接的に行う者に対して責任を問うのみでは法の実効性を確保することが困難である場合があることが原因であると考えられる⁽²⁰⁾。

この問題に対して、「解釈論などだけで解決すると恣意的な結論を生むことになり、解釈のばらつきを招き法的安定性を害する⁽²¹⁾」等の批判があり、侵害主体の範囲につき立法的手当てが必要であるとする学説がある⁽²²⁾。立法に当たっての議論としては、デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会や文化庁の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の司法救済ワーキングチームにおいて議論がされてきた⁽²³⁾。しかしながら、これらの議論は未だ結論に至ってはいない。

著作物を間接的に利用する者に対して法的責任を負わせる法理として、一定の要件の下、直接侵害と同視しうるとして直接侵害責任を負わせる場合がある。例えば、手足論、カラオケ法理等が挙げられる⁽²⁴⁾。手足論とは、「他社による物理的な利用行為を雇用契約

(19) 著作権の間接的行為者の責任に関する問題は、伝統的議論としてのスナックやカラオケボックスでの歌唱(カラオケ)を代表例として、ゲーム、ソフトウェア技術、番組転送サービス、Web掲示板サービス、動画共有サイトなどがある。また、書籍を裁断してスキャナーでデジタル化するサービスを提供するいわゆる「書籍の自炊」などが問題として指摘されるほか、商標法上の問題ではあるがインターネットショッピングモールにも著作権法上の間接侵害の議論が参照されている。

(20) 著作権法は、間接侵害に關し具体的な規定が明文化されていないが、近年では、間接侵害規定の存在する商標法の分野にも、明文化されていない範囲(オンラインショッピングモールの運営者に対する小売店の商標権侵害責任)にまで、著作権法の判例を参照して解釈論により間接侵害の枠組みをひろげる動きがみられており、インターネット上のサービス運営者に対して、サービス利用者の行為に対する責任を負わせるという点に関し、法の効力の実効性の確保という側面からみて、注目すべき判決が出るなどしている知財高判平成24・2・14判例時報2161号86頁[チュッパチャップス事件]（原審：東京地判平成22・8・31）は、間接侵害規定が存在する商標法にあって、明文化されていない間接侵害責任を問うことの是非について議論がある。拙著「判批」日本大学知財ジャーナル6号(2012年)67頁。また、この判決への議論として、同「判批」脚注1参照。

(21) 中山信弘『著作権法』480頁(有斐閣、2007年)参照。

(22) 前掲注・21中山476頁では、法的安定性の観点から、侵害態様は法によって定めるべきとの見解を示している。

(23) 「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について(報告)」平成20年11月27日知的財産戦略本部デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会Ⅲ「ネット上に流通する違法コンテンツへの対策の強化」13頁以下等。「間接侵害等整理」参照。

(24) JASRAC連続公開講座第3回(2013年11月16日)では、「手足論」について議論がされており、手足論とカラオケ法理との違いについて上野達弘先生が、資料脚注9にて「『カラオケ法理』と呼ばれるものの定義自体必ずしも一致していないが……『手足』といえるような密接な支配関係が無い場合でも、管理(支配)性&利益性という2要素中心とする事情に着目して規範的に利用行為の主体と評価する考え方」と整理している。また、駒田泰土先生は、「手足論を拡大的に用いていく(必要がある)のであれば、これとカラオケ法理(or ジュークボックス法理)と一つのものとしてとらえ、要件を精緻化したほうがよいのでは?」と述べる。

等の密接な支配関係によって行わせていることに着目して利用行為の主体と強化する考え方⁽²⁵⁾」をいう。例えばキャバレーが専属の楽団と契約して演奏を行わせ、管理性がありなおかつ営業上の利益がある場合などに適用されるものであり、関連判決として、中部観光事件⁽²⁶⁾、ナニワ観光事件⁽²⁷⁾等がある⁽²⁸⁾。次に、「カラオケ法理」がある。カラオケ法理は、クラブキャッターアイ事件⁽²⁹⁾で判示されたものであり、物理的な利用者を管理・支配する法理として登場し、これらの要件に従い同種の事例で踏襲されてきたが、インターネット時代に入るに従い、新種の様々なビジネスモデルに展開されるようになった⁽³⁰⁾。また、このようなインターネット関連の事案の代表的なものとして、ファイル・ローディング事件⁽³¹⁾、録画ネット事件⁽³²⁾、MYUTA 事件⁽³³⁾、選撮見録事件⁽³⁴⁾、まねき TV 事件⁽³⁵⁾、ロクラク II 事件⁽³⁶⁾などがある。

ロクラク II 事件や、まねき TV 事件最高裁判決が出たことで、インターネット上でサービスを提供する事業者の侵害主体性について議論が活発化しており、このような規範的行為主体を認定する法理については「規範的行為主体論」などと呼ばれることがある。

規範的行為主体を検討するにあたり、番組転送サービスの違法性に関する二つの最高裁判決が示した判断が参考となる。ロクラク II 事件では、「放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおいて、サービスを提供する者(以下「サービス提供者」という。)が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器(以下「複製機器」という。)に入力していて、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合には、その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても、サービス提供者はその複

製の主体であると解するのが相当である。すなわち、複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当であるところ、上記の場合、サービス提供者は、単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理、支配下において、放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における枢要な行為をしており、複製時におけるサービス提供者の上記各行為がなければ、当該サービスの利用者が録画の指示をしても、放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なのであり、サービス提供者を複製の主体というに十分であるからである。」とした。また、まねき TV 事件では、送信可能化権侵害について、「著作権法が送信可能化を規制の対象となる行為として規定した趣旨、目的は、公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行う送信(後に自動公衆送信として定義規定が置かれたもの)が既に規制の対象とされていた状況の下で、現に自動公衆送信が行われるに至る前の準備段階の行為を規制することにある。このことからすれば、公衆の用に供されている電気通信回線に接続することにより、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置は、これがあらかじめ設定された单一の機器宛てに送信する機能しか有しない場合であっても、当該装置を用いて行われる送信が自動公衆送信であるといえるときは、自動公衆送信装置に当たるというべき」とし、「自動公衆送信が、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置の使用を前提としていることに鑑みると、その主体は、当該装置が受信者からの求めに応

- (25) 島並良=上野達弘=横山久芳『著作権法入門』264 頁(有斐閣、2009 年)【上野達弘】参照。なお、上野達弘先生は、手足論について、「その意味(要件・効果)に必ずしも一致した考えが見られず、正当化について必ずしも十分な説明が見られないとして再検討が必要である」と述べる。以上、JASRAC 連続公開講座第 3 回(2013 年 11 月 16 日)配布レジュメ【上野達弘】1 頁参照。
- (26) 名古屋高決昭 35・4・27 下民集 11 卷 4 号 940 頁。
- (27) 大阪高判昭 45・4・30 判時 606 号 40 頁。
- (28) 他に、公演の企画者等に関する事案として、東京地判昭 54・8・31 判時 956 号 83 頁[ビートル・フィーバー事件]、東京地判平 14・6・28 判時 1795 号 151 頁[第参プロモーション事件]がある。また、ゲーム機の ROM を取り外し顧客の要請に応じてプログラムを外部の会社に書き込ませ再度当該 ROM をゲーム機に収納した行為についての事案である東京地判昭 57 年 12・6 無体例集 14 卷 3 号 796 頁[スペース・インベーダー事件]がある。
- (29) 最 3 小判昭和 63・3・15 民集 42 卷 3 号 199 頁。
- (30) なお、カラオケ法理の変容については、奥村弘司「変質するカラオケ法理とその限界についての一考察—録画ネット事件とまねき TV 事件を踏まえて」情報ネットワーク・ローレビュー 6 卷(2007 年)38 頁以下参照。
- (31) 東京高判平成 17・3・31 判例集未登載。
- (32) 知財高決平成 17・11・15 判例集未登載。
- (33) 東京地判平成 19・5・25 判時 1979 号 100 頁。
- (34) 大阪高判平成 19・6・14 判時 1991 号 122 頁。
- (35) 最 3 小判平成 23・1・18 判時 2103 号 124 頁。
- (36) 最 1 小判平成 23・1・20 判時 2103 号 128 頁。

じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者と解するのが相当であり、当該装置が公衆の用に供されている電気通信回線に接続しており、これに継続的に情報が入力されている場合には、当該装置に情報を入力する者が送信の主体であると解するのが相当」として、本件システムの特徴と業者の行為を参照し、業者が送信の主体であると認めている。

この判決によれば、システムの提供者は多くの場合において規範的行為主体として利用者の著作権侵害の主体となりうるとの解釈もできかねない。

ロクラク II 事件における金築誠志裁判官が「『カラオケ法理』は、物理的、自然的には行為の主体といえない者について、規範的な観点から行為の主体性を認めるものであって、行為に対する管理、支配と利益の帰属という二つの要素を中心に総合判断するものとされているところ、同法理については、その法的根拠が明らかでなく、要件が曖昧で適用範囲が不明確であるなどとする批判があるようである。しかし、著作権法 21 条以下に規定された『複製』、『上演』、『展示』、『頒布』等の行為の主体を判断するに当たっては、もちろん法律の文言の通常の意味からかけ離れた解釈は避けるべきであるが、単に物理的、自然的に観察するだけで足りるものではなく、社会的、経済的側面をも含め総合的に観察すべきものであって、このことは、著作物の利用が社会的、経済的側面を持つ行為であることからすれば、法的判断として当然のことであると思う。」としている。ただし、カラオケ法理は、法的根拠が説明されないまま発展を遂げてきており、またその適用が認められる要件もあいまいである等、批判も多かった⁽³⁷⁾。なお、金築誠志裁判官は、「『カラオケ法理』は、法概念の規範的解釈として、一般的な法解釈の手法の一つにすぎないのであり、これを何か特殊な法理論であるかのようにみなすのは適当ではないと思われる。したがって、考慮されるべき要素も、行為類型によって変わりうるのであり、行為に対する管理、支配と利益の帰属という二要素を固定的なものと考えるべきではない。この二要素は、社会的、経済的な観点から行為の

主体を検討する際に、多くの場合、重要な要素であるというにとどまる。にもかかわらず、固定的な要件を持つ独自の法理であるかのように一人歩きしているとすれば、その点にこそ、『カラオケ法理』について反省すべきところがあるのでないかと思う。」とこれらの批判に対して意見を述べている⁽³⁸⁾。

ロクラク II 事件は、カラオケ法理の要件である管理・支配性を要求する他、サービスの実態を判断するにあたって、著作権侵害行為を実現するための一連の行為のうち「枢要な行為」に着目したうえで、誰を侵害主体とみるべきなのかという点から導いているが、判決の射程は当該番組転送サービスに対応するものであるとして狭いという解説が示されていた⁽³⁹⁾。しかしながら、このような「枢要な行為」に着目した総合考慮に基づいて判断する手法は、書籍を依頼者の指示に従って電子化するサービスであるいわゆる「自炊代行サービス」に関する判決においても類似する検討手法が踏襲されている⁽⁴⁰⁾。

3. 著作権侵害に関する者に対する帮助者としての間接侵害

著作権を直接侵害した主体とはいえない場合であっても、一定の要件の下、帮助者の行為について間接侵害責任を問われる場合がある。

ヒットワン事件⁽⁴¹⁾では、カラオケ装置の提供者(スナックやカラオケボックスのような「場」を提供し、歌唱させ利益を得ている者ではない)に対して「侵害行為の主体たる者ではなく、侵害の帮助行為を現に行う者であっても、[1]帮助者による帮助行為の内容・性質、[2]現に行われている著作権侵害行為に対する帮助者の管理・支配の程度、[3]帮助者の利益と著作権侵害行為との結び付き等を総合して観察したときに、帮助者の行為が当該著作権侵害行為に密接な関わりを有し、当該帮助者が帮助行為を中止する条理上の義務があり、かつ当該帮助行為を中止して著作権侵害の事態を除去できるような場合には、当該帮助行為を行なう者は侵害主体に準じるものと評価できるから、同法 112 条 1 項

(37) 代表的な見解に、上野達弘「いわゆる『カラオケ法理』の再検討」『知的財産権法と競争法の現代的展開』谷暢男先生古稀記念（発明協会、2006 年）783 頁、上野達弘=小島立「著作権の間接侵害と権利制限規定」NBL900（2009 年）81 頁、大渕哲也「展開講座 知的財産法の重要論点（第 32 回・著作権法編 13）著作権侵害に対する救済(1)著作権の間接侵害(1)」法学教室 356 卷（2010 年）142 頁以下、大渕哲也「展開講座 知的財産法の重要論点（第 34 回・著作権法編 14）著作権侵害に対する救済(2)著作権の間接侵害(2)」360 卷（2010 年）137 頁以下、高林龍「標準著作権法」273-276 頁（有斐閣、第 2 版、2013 年）等がある。

(38) 同様の見解を述べる学説として、谷暢男（編）田中豊（著）「著作権侵害と JASRAC の対応」『JASRAC 概論』172 頁（2009 年）、小泉直樹「判例」判例時報 2123 号 182 頁（2011 年）等がある。

(39) 柴田義明「判解」Law & Technology 51 号（2011 年）107 頁参照。

(40) 東京地判平成 25・9・30 判例集未登載[自炊代行事件]。

(41) 大阪地判平成 15・2・13 判時 1842 号 120 頁。

の『著作権を侵害する者又は侵害するおそれがある者』に当たるものと解するのが相当である」としている。ヒットワン事件は、それまでの判決が直接行為者と同視しうる者を対象としていたものであるが、カラオケ法理の枠を超えて、「帮助者」にまで、著作権者による権利行使を認めたものである⁽⁴²⁾。

なお、選撮見録事件では、集合住宅向けのハードディスクビデオテープレコーダーシステムに放送番組を録画するシステムの設置者（システムの運営主体ではない）に対して、「[1]被告商品の販売は、これが行われることによって、その後、ほぼ必然的に原告らの著作隣接権の侵害が生じ、これを回避することが、裁判等によりその侵害行為を直接差し止めることを除けば、社会通念上不可能であり、[2]裁判等によりその侵害行為を直接差し止めようとしても、侵害が行われようとしている場所や相手方を知ることが非常に困難なため、完全な侵害の排除及び予防は事実上難しく、[3]他方、被告において被告商品の販売を止めることは、実現が容易であり、[4]差止めによる不利益は、被告が被告商品の販売利益を失うことに止まるが、被告商品の使用は原告らの放送事業者の複製権及び送信可能化権の侵害を伴うものであるから、その販売は保護すべき利益に乏しい。」として、「このような場合には、侵害行為の差止め請求との関係では、被告商品の販売行為を直接の侵害行為と同視し、その行為者を「著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれのある者」と同視することができるから、著作権法112条1項を類推して、その者に対し、その行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。」としている（ただし、選撮見録事件の控訴審⁽⁴³⁾では同基準は、採用されていない）。

4. リーチサイトの運営者にかかる著作権侵害の責任に関する検討

リーチサイトの運営者に間接的な著作物の利用者としての著作権侵害責任を問うるとすれば、一定の要件の下、規範的に直接侵害の行為主体として認めるか、

(42) 東京弁護士会知的財産権法部「著作権の『間接侵害』について」法律実務研究21巻(2006年)190頁、紋谷暢男(編)田中豊(著)「著作権侵害とJASRACの対応」『JASRAC概論』180頁以下(日本評論社、2009年)。なお、侵害行為の主体に準じる立場にある者に対する差止請求権を求められるかという問題について、肯定説に田中豊「著作権侵害とこれに関与する者の責任」コピライト485号(2001年)2頁、牧野利秋「ファイル・ログ事件仮処分決定と複数関与者による著作権侵害(上)」NBL750号(2002)18頁、牧野利秋「ファイル・ログ事件仮処分決定と複数関与者による著作権侵害(下)」NBL751号(2002年)45頁、山本隆「プロバイダ責任制限法の機能と問題点」コピライト945号(2002年)2頁以下、作花文雄「民法法理と著作権制度の体系及び構造」コピライト500号(2002年)16頁、齊藤博「著作権法」361頁(有斐閣、第三版、2007年)があり、否定説に高部眞規子『実務詳説著作権訴訟』151頁(金融財務事情研究会、2011年)、小倉秀夫=金井重彦(編)『著作権法コンタール』1466頁(レクシスネクシスジャパン、2013年)等がある。ヒットワン事件と逆の結論を判示したものとして、東京地判平成16・3・11(判時1893号131頁)「2ちゃんねる事件・第一審」があるが、本件は、控訴審である東京高判平成17・3・3判時1893号126頁「2チャンネル事件・控訴審」にて差止請求を棄却した第一審判決を取り消した。

(43) 前掲注(34)参照。

帮助行為について間接侵害責任を問う場合が考えられ、リーチサイトの態様ごとに、総合的に判断することが適切であると考える。

①検索型リーチサイトについての検討

検索型リーチサイトでは、以下の手順で侵害コンテンツにアクセスすることになる。具体的には、①ユーザーが検索型リーチサイトの検索エンジンを使って、キーワード検索をする、②検索型リーチサイトは、あらかじめ様々な動画共有サイトを巡り、キーワードをアーカイブしており、そのキーワードと一致あるいは類似するものをまとめて表示する、③ユーザーは、その検索結果にあるリンクをクリックして、各動画共有サイトの該当ページにアクセスする、④アクセスした動画共有サイト上でストリーミング視聴をする。つまり、各動画共有サイトを巡って横断的な検索をしてその結果を表示していることが著作権侵害に該当するかという問題であるが、様々な動画共有サイトを横断的に検索し、その結果を表示しているに過ぎず、また、侵害コンテンツであるか否かにかかわらず検索結果を表示をしている場合が多く、そこにリンクをしているにすぎない。これは、GoogleやYahooが提供するサービスと同様であり、検索型リーチサイトの運営者は、著作権者が情報収集されることを拒否している場合及び侵害コンテンツであることを知った場合を除き著作物を複製・自動公衆送信することができる（著作権法47条の6）と考える。つまり、検索結果に関してサムネイル表示により他人の著作物画像が表示されていることを知っている場合や、著作権者の要請により削除を求められている検索結果を放置している場合を除けば、著作権侵害に該当しないと思われる。

なお、表示方法によって結論が異なるかという問題がある。つまり、検索結果のみならず侵害コンテンツの視聴をリーチサイト上で行っていた場合である。これは、フレームリンクが著作権法上どのように扱われるかという法的評価の問題でありこれについては十分な議論が尽くされておらず、技術的に見れば複製行為

はないとはいえるが、著作者人格権の問題は生じうると思われる⁽⁴⁴⁾。なお、仮にフレームリンクが著作権法上の問題が生じないとすると、フレームリンク先の運営者が著作権者から受けている契約が当該フレームで表示された場合その対象となるかという点について問題となる。例えば、JASRACと包括的な許諾契約を締結しているサイト(YouTube、ニコニコ動画)であれば、動画の投稿者から個別にJASRACへ許諾手続きを取らずに、JASRAC管理楽曲を含む動画をアップロードすることができるが、フレームリンクで表示するサイトすべてがこの契約の恩恵を受けることになるということには疑問があるし、JASRACが当該許諾契約において、そのような態様にまで許容しているのかも疑問がある⁽⁴⁵⁾。

リーチサイトの運営者は、仮に侵害コンテンツにアクセスできるようなリンクがあったとしても、それらを検索結果から除外することはできるが、侵害コンテンツそのものを削除する権限ではなく、検索結果も動画共有サイトがそれぞれにおいて検索可能なものが中心である場合が多いように思われる。

このような前提の下、検索型リーチサイトと保存先である動画共有サイトを比べると、侵害コンテンツに対してより権限が強いのは、リンク先の動画共有サイトであり、著作権侵害行為に対する枢要な役割を担っていることは間違いない。しかしながら、検索型リーチサイトが侵害コンテンツのみの検索に特化している場合や、検索結果について、権利者からの削除要請があるにもかかわらず、一定期間以上それを放置している場合などは当該リンクに対し著作権法上の問題が生じることになるだろう。

②誘導型(まとめ型)リーチサイトについての検討

a. 著作物を間接的に利用する者としての著作権侵害の責任

誘導型(まとめ型)リーチサイトは、検索型リーチサイトと異なり違法性がより高くなると評価できると考える。なぜならば、その多くはユーザーを違法コンテンツに対する誘導を行うことのみを目的としたサイトであることが多いからである⁽⁴⁶⁾。具体的には、①

ユーザーが、誘導型(まとめ型)リーチサイトにアクセスすると、コンテンツのタイトルや出演者等を50音順で整理し、放送番組においては曜日ごと、人気ランキングの表示、新着コンテンツの表示などがなされているほか、検索機能などを有することから容易に侵害コンテンツへのリンク先を検出することができる、②検出した結果を開くと、同一のコンテンツがいくつもの動画共有サイトやストレージサイトにアップされておりそのリンクが表示されている、③ユーザーは、そのリンクを頼りにリンク先の動画共有サイトでストリーミング視聴を行うか、ストレージサイトからダウンロードしたファイルをPCなどのデバイス上で視聴を行う。以上のような手順で侵害コンテンツにアクセスしている場合、リンク先の各動画共有サイトの検索エンジンで検出が可能な侵害コンテンツが表示されるに過ぎない場合は、前述した検索型リーチサイトと同様に、各動画共有サイトが一連の侵害コンテンツとの関係において枢要な役割を担っているといえると思われる。他方で、各動画共有サイトの検索エンジンでは検出されないように設定してある動画のストリーミングや、ダウンロードを行う場合に関しては、枢要な立場であるのは動画共有サイトであることに違いはないものの、誘導型(まとめ型)リーチサイトが存在しなければ、当該侵害コンテンツを検出することも、アクセスすることも「およそ不可能」な状況であるといえるし、「リンク切れ」が生じた際に、新たなリンクを提供し継続的に侵害コンテンツへのアクセスを可能にするべくメンテナンスを行い続けている等の状況がある。つまり、侵害コンテンツそのものを削除する権限は有していないものの、誘導型(まとめ型)リーチサイトのリンクを削除すれば、実質的に当該侵害コンテンツへのアクセスを停止させることができることに鑑みれば、著作権侵害にかかる一連の行為において枢要な行為を行っているということが指摘できるから、著作権の侵害主体として責任を負いうると思われる。

(44) 経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」平成25年9月ii.9 - ii.14頁参照。「複製権侵害、公衆送信権侵害のいずれも問題にならない」が、フレームリンクのような態様の場合「著作者人格権侵害等の著作権法上の問題が生じる可能性がある」との見解を述べている。

(45) 抽稿「動画共有サイトYouTubeとCGMの著作物の流通に関する一考察」『第7回著作権・著作隣接権論文集』142-164頁(著作権情報センター、2010年)参照。

(46) サンプル調査ではあるが、「リーチサイト実態調査報告書」6頁によれば、6つの代表的なリーチサイトのサンプル調査の結果そのリンクすべてが100%侵害コンテンツに対するものであったことが認められている。

b. 著作物を間接的に利用する者に対する帮助者としての著作権侵害の責任

侵害コンテンツはあくまで動画共有サイト上で保存されており、「場」を提供しているとはいえないが、侵害行為が行われるにあたって、帮助的な立場で関わっている。

一般的に見て検出することが困難な侵害コンテンツを紹介し、リーチサイト内において、ユーザーのためにカテゴリー別に整理する等の措置を講じて、著作権侵害の蓋然性を認識しながら、ユーザーを当該侵害コンテンツへ誘導し、リンク先の動画共有サイトのシステムを利用してストリーミングを可能とさせるか、ストレージサイトであればダウンロードを可能としている。確かに、リンク先のストレージから侵害コンテンツを削除する権限は有していないが、リーチサイト側がリンクを削除してしまえば、実質的にユーザーは当該侵害コンテンツにアクセスすることができなくなる場合が多いことに鑑みれば、侵害行為に対して帮助的な立場としてみても支配・管理の程度が強いといえる。そして、このような帮助行為を行うことで、運営するリーチサイトへ侵害コンテンツを求めるユーザーのアクセスを促し、広告収入などを得ている。そして、「リンク切れ」に対する対応についてみても明らかなように、侵害コンテンツであることを知りながら、これらの提供を継続していると思われるから、少なくとも動画共有サイトの運営者等による著作権侵害行為を故意により帮助している者に該当すると考えられる。

V. おわりに

インターネット上の侵害コンテンツに対する対策は日々進んでおり、ユーザーが一般的な検索を行って簡単にアクセスできるものは極めて少なくなっているのが現状である。しかしながら、リーチサイトを利用することで、発見が困難な保存先にある侵害コンテンツ

に容易にアクセスをすることが容易になってしまう。

動画共有サイトにコンテンツホルダーの公式チャンネルが開設されるようになり、放送局がオンデマンド配信を開始して「見逃し視聴」への対応を行うようになり、これから電子書籍の配信が積極化されようとしている環境の中、リーチサイトの存在は、コンテンツホルダーとネット事業者が協力して築きあげてきた環境に水を差すものでしかない。リーチサイトは、検出することが困難なインターネット上のストレージに保存されている侵害コンテンツへのアクセスを可能とするものもあり、従来から効果を上げてきている動画共有サイト等における侵害コンテンツの削除対応機能を無効化し、現在の侵害コンテンツの流通において枢要な役割を担っているから、対策が急がれる。

なお、検索型リーチサイトについては、人気サイトは企業が運営しているケースが多く、コンテンツホルダーによる法的対応について、応じてもらえる可能性があると思われるが、誘導型(まとめ型)リーチサイトは、運営者についての記載が無いものや連絡手段がない場合があり、民間企業による運営者の特定は困難を極める。

私見では、誘導型(まとめ型)リーチサイトについては、著作権の間接的利用者として直接侵害と同視できる、あるいは、少なくとも間接侵害責任を負ううとの検討結果ではあるものの、リーチサイトに関する判決は現時点で存在していないことから、コンテンツホルダーはその対策に苦慮している⁽⁴⁷⁾。また、立法的対応については、少なくとも誘導型(まとめ型)リーチサイトに対する立法的対応を急ぐべきではないかと考える⁽⁴⁸⁾。しかしながら、一般的なリンク行為に対してまで差止の対象範囲が拡大すれば、インターネットの通常利用に影響を及ぼすこと等が懸念されることもあるため、今後もしばらくは議論が継続されるに留まり、リーチサイトへの著作権侵害への責任を問うことが難しい状況は変わらないかもしれない。このような

(47) 「リーチサイト実態調査」125頁以下参照。

(48) 文化庁「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(第6回)議事次第」平成24年12月13日における上野達弘委員の言によれば、リーチサイトはWCが示した間接侵害の3類型が必ずしもすぐにコンセンサスを得られるかわからない状況があり、「リーチサイトに関しては早急な対応を目指すという意味で外したというところがあるものと考えて」おり、「コンセンサスを得られそうなリーチサイトというものを特に対象とする個別の規定を設けて、これを一定の条件の下に差止請求の対象となることを明示するほうが無難ではないのか」とあり「リーチサイトに関する個別規定」について示唆している。このような考えに立てば、リーチサイトの中でも違法性の高いものについては別途個別規定として立法がされる可能性も否定できない。また、具体的立法手法については、小泉直樹『KDDI叢書 クラウド時代の著作権法 激動する世界の状況』(勁草書房、2013年)37-38頁では、前掲注(2)「間接侵害等整理」における差止請求の対象となるべき間接行為者の類型ii)に該当する場合にのみ限定した規制を行うか、みなしある規定として別途規定を置くことが考慮できるとする。渋谷達紀『著作権法』429-430頁(中央経済社、2013年)間接侵害者について立法政策的には、「侵害とみなされる行為(113条)に帮助を加えることによって対応」できると述べる。

状況が続くことは、デジタルリスクへの無駄な法的対応コストをデジタルシーリング⁽⁴⁹⁾に苦しむコンテンツホルダーにかけ続けさせるだけであり問題がある。

なお、実態面を考慮すれば違法なサイトに対する広告収入を断つというところも含めて議論すべきであるが、今後の検討課題としたい⁽⁵⁰⁾。

以上

(49) 久保雅一「デジタルシーリングのメカニズムに関する考察」日本知財学会誌 VOL7.No3(2011年)54頁参照。「デジタルシーリング」とは、久保雅一氏が考案した造語であり、「デジタル化がもたらすコンテンツ産業の縮小現象」をいう。

(50) 「リーサイト実態調査」132頁以下参照。一般社団法人日本音楽著作権協会 JASRAC は、広告主・広告代理店への協力要請等を行っている。また、一般社団法人日本知財学会 (<http://www.ipaj.org/>) コンテンツ・マネジメント分科会 (<http://www.contentsmanagement.org/>) 第21回研究会における伊東敦「侵害対策から見えてきたマンガ海賊版の現状」コメントによると、あくまで個人の推察としながらも、ストレージサイトの一部は、サイトのダウンロードスピードに応じた課金が行われており、ユーザーがその仕組みを利用するごとにストレージサイトからリーサイトの運営者へ契約奨励金を支払っている可能性も指摘されている。